

行動計画策定 指針の事項	次世代育成支援対策の内容として定めた事項	
雇用環境の整備に関する事項	子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備としての措置の実施</u> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直しをします。(平成 20 年 4 月 1 日～) ●<u>育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知</u> ●<u>出産や子育てによる退職者についての再雇用制度を利用し、再雇用者を 1 名出す。(平成 20 年 4 月 1 日～)</u>
	働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>所定外労働の削減のための措置の実施</u> <ul style="list-style-type: none"> ・「定時退社」の推進をします。(平成 23 年 12 月 1 日～) ・変形労働時間制を導入します。(平成 21 年 2 月 9 日～) ●<u>年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施</u> <ul style="list-style-type: none"> ・夏休みと絡めて、長期休暇の取得を促す等、取得率向上に努めます。(平成 22 年 6 月 2 日～) ●<u>成長祝い金制度の新設</u> (出産した子が満 1 歳に達した時) <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業が満了し、引き続き継続勤務する社員を対象に支給します。(平成 20 年 6 月 1 日～)
	上記以外の次世代育成支援対策に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもが保護者である労働者の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」の実施 (平成 20 年 4 月 1 日～) ●若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ又は職業訓練の推進